

令和6年6月18日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

宮城十條林産株式会社
宮城県仙台市青葉区八幡三丁目2-7

2. 指名停止措置期間

令和6年6月18日から令和6年8月17日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

宮城十條林産株式会社は、令和3年7月5日に宮城北部森林管理署長と売買契約した立木販売箇所の伐採搬出にあたり、令和5年6月20日、契約区域外である分収育林箇所のスギ立木外（スギ101本、その他広葉樹1本 材積85.34m³）を誤って伐採したものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2の贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められる。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 北林昭彦 電話 018-836-2070